

岩美町地場産品創出支援事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町が実施する地場産品創出支援事業（以下「本事業」という。）について、事業の認定、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附の募集及び本事業に係る補助金の交付等に関し、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、クラウドファンディング型ふるさと納税を財源として、地場産品の新規開発又は生産拡大（以下「新規開発等」という。）に取り組む事業者を支援することにより、ふるさと納税を活用した地域産業の振興及び町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場産品 岩美町が募集するふるさと納税において、地場産品基準（平成31年総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。）を満たすものをいう。
- (2) ポータルサイト ふるさと納税による寄附を募集するインターネットサイトをいう。
- (3) クラウドファンディング型ふるさと納税 町が指定するポータルサイトにおいて、特定の用途を明示して募集する寄附をいう（以下「CF」という。）。

(対象事業者)

第4条 本要綱の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に本社、工場又は事業所を有する法人
 - (2) 町内に住所を有する個人
 - (3) その他地場産品の生産及び製造を行う団体で町長が適当と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。
- (1) 町税及び公共料金を滞納している者。ただし、分割納付を誓約どおり履行している等、誠実性が認められる場合は除く。
 - (2) 以下のいずれかに該当する者。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者
- イ 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う者
- エ 岩美町暴力団排除条例（平成24年岩美町条例第4号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（対象事業）

第5条 本要綱の対象となる事業は、地場産品の新規開発等に係る取組として町長の認定を受けた事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）新規開発等を行う地場産品が総務省告示第5条第2号又は第3号に該当するものであること
- （2）前項の地場産品が岩美町のふるさと納税返礼品として登録される見込みがあること
- （3）当該地場産品の新規開発等を使用とするCFにより寄附を募集するもので、CFの寄附者に対し返礼品を確実に送付できるものであること
- （4）原則として年度内に完了するものであること
- （5）町が交付する他の補助金の交付対象となっていないこと

第2章 事業認定

（認定申請）

第6条 事業の認定を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、岩美町地場産品創出支援事業認定申請書（様式第1号）に事業計画書その他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（認定の基準）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、次に掲げる事項を総合的に勘案して事業認定の可否を決定するものとする。

- （1）町内の農林水産物その他の地域資源が活用されていること
- （2）ふるさと納税返礼品として魅力があり、寄附の獲得が期待できること
- （3）返礼品の生産、製造及び提供が継続的に行われる見込みがあること
- （4）事業計画及び収支計画に実現可能性があること
- （5）地域産業の振興又は事業者の事業拡大に資するものであること
- （6）その他町長が必要と認める事項

2 事業の認定は、同一年度中において同一の申請者につき1回限りとする。

(認定の通知)

第8条 町長は、事業認定の可否を決定したときは、岩美町地場産品創出支援事業認定結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(返礼品の登録)

第9条 事業の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、補助金の交付申請までに、認定を受けた事業(以下「認定事業」という。)で生産しようとする地場産品を岩美町ふるさと納税の返礼品として登録しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業に係る地場産品がふるさと納税制度の基準に適合しないと認められた場合
- (2) 町長が別に定める日までに補助金交付申請が行われなかった場合
- (3) 認定事業者から認定辞退の申し出があった場合
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合その他認定申請に当たり著しく信義に反する行為が認められた場合

第3章 補助金

(補助金の交付)

第11条 町長は、認定事業者が実施する認定事業に要する経費について、予算の範囲内で岩美町地場産品創出支援事業補助金(以下「本補助金」という。)を交付することができる。

(補助対象経費)

第12条 認定事業者が実施する認定事業のうち、本補助金を受けて行う事業(以下「補助事業」という。)に係る補助対象経費は、地場産品の新規開発等又は製造に直接必要となる次の各号に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額は除く。)とする。

- (1) 工場、作業場等の建物取得に係る経費
- (2) 建物付帯設備の整備又は取得に係る経費
- (3) 製造及び生産装置の購入及び設置に係る経費
- (4) 商品開発費、試験研究費及び委託費
- (5) パッケージ及びデザイン制作費
- (6) その他町長が必要と認める経費

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の団体から当該経費に充てるための補助金、負担金その他これらに類する収入（以下「他の補助金等」という。）がある場合においては、当該他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第13条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- 2 補助金の上限額は、CFにより集まった寄附額に10分の4を乗じて得た額と10,000千円のいずれか低い額とする。

（補助金の交付申請）

第14条 本補助金の交付の申請は、規則第5条に定める申請書に次の書類を添付して、町長が別に定める日までに行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人等にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票
- (3) 補助事業を実施するに当たって必要な許認可に関する書類（営業許可書等）の写し
- (4) 補助対象経費に係る書類（見積書等）の写し、図面、写真等
- (5) その他町長が必要と認めたもの

（補助事業の変更）

第15条 規則第10条第1項の規定による申請は、様式第3号によるものとし、添付する書類は前条の規定を準用する。

- 2 規則第10条第1項ただし書きの規定による軽微な変更とは、補助事業の目的を損なわない変更で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業計画の細部の変更のみであつて、補助事業に要する経費の費目及び額の変更を伴わないもの。
- (2) 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減額であるもの。
- (3) 補助事業の実施に要する経費が変更となるが、交付決定された補助金の額が、既に限度額に達しているものであり、かつ、変更後の補助事業の実施に要する経費を基に算出した補助金の額の変更を伴わないもの。

（事業期間）

第16条 認定事業者は、認定を受けた年度内に補助事業を完了しなければならない。

（実績報告）

第17条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第4号のとおりとし、

補助事業の完了した日から20日以内又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第18条 町長は、前条の実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象経費の実績額及びCFにより集まった寄附額を基礎として、第13条の規定に基づき補助金の額を確定するものとする。

第4章 クラウドファンディング型ふるさと納税

(寄附募集)

第19条 町長は、別に定めるポータルサイトにおいて、認定事業ごとに本補助金の交付を用途とするCFにより寄附を募集するものとする。

2 町長は、前項の募集に際し、次の各号に掲げる地場産品を返礼品とすることができる。ただし、第2号のみを返礼品として募集することはできない。

(1) 認定事業により新規開発等が行われる地場産品

(2) 当該認定事業を実施する認定事業者が町に登録している他の地場産品

3 認定事業者は、CFの寄附者に対し、前項の返礼品を送付するものとし、その費用及び送料は町が負担するものとする。

4 CFの目標寄附額は、補助金の交付決定額を10分の4で除した金額とする。

5 CFの募集期間は、当該事業を認定した年度内において町長が別に定める。

(結果の通知)

第20条 町長は、CFの募集期間終了後、認定事業者に対し、様式第5号により寄附の実績額を通知するものとする。

(寄附未達の場合の取扱い)

第21条 認定事業者は、目標寄附額に達しない場合であっても、原則として補助事業を実施しなければならない。

第5章 財産管理等

(財産の管理及び処分制限)

第22条 認定事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 認定事業者は、事業完了後5年間、補助事業により取得し、又は効用の増加

した財産を、町長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 町長は、前項の承認をする場合において必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(返礼品の提供)

第23条 認定事業者は、本事業により新規開発等した地場産品について、町のふるさと納税返礼品として継続的な提供に努めるものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和10年度まで適用する。